



## 児童福祉主管課長会議の開催に替えて会議資料を公表

～保育の令和2年度の公定価格の改定案の詳細も提示～

◆3月3日に予定されていた厚生労働省の令和元年度「全国児童福祉主管課長会議」については開催が見送られ、同日、厚生労働省のホームページ上に会議資料が掲載されました。このうち保育に関する資料としては「説明資料3」と「別冊資料」とに掲載されています。

保育事業については、1.「子育て安心プラン」の着実な推進及び多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について、2.保育人材確保について、3.子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し(令和2年度の公定価格の見直し等)についてから9.の「その他」の8項目に至る多くの説明と資料が公表されました。

2.の保育人材確保のうち処遇改善では、保育士等の処遇改善について「2019(令和元)年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の処遇改善(+1.0%程度)を行う」としたうえで、加算額の要件の緩和・見直しが行われます(説明資料3の16頁以下と115頁以下参照。また本紙参考資料の図表1参照)。

また「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し」に係る説明が説明資料3の19頁以下と123頁以下に、「令和2年度の公定価格の見直し」に係る説明が説明資料3の21頁以下と145頁以下にまとめられています。公定価格については「『子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について』(令和元年12月10日子ども・子育て会議)を踏まえ、公定価格の設定方法について『積み上げ方式』を維持する」とした上で、昨年10月9日に開催された財政制度分科会(総福研faxnews191028既報)における議論を踏まえた、①土曜日に閉所した場合の減算の見直しをはじめ、②地域区分の見直し、③栄養管理加算の拡充、④チーム保育推進加算の要件緩和等の見直し等を行うこととしています。

会議資料は以下の厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

(事務局)

◎令和元年度全国児童福祉主管課長会議 資料一覧 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09800.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09800.html)

### 社福法人制度改革の更なる推進を

～社会・援護局も主管課長会議に替え資料を公表～

◆3月4日に予定されていた令和元年度の「社会・援護局関係主管課長会議」についても開催が見送られ、同日、厚生労働省のホームページ上に会議資料が掲載されました。このうち福祉基盤課関係は資料5に取りまとめられており、その説明の構成としては、①社会福祉法人制度改革関連、②新型コロナウイルス感染症を含む災害関連と施設整備関連、③独立行政法人福祉医療機構(WAM)関連の3点に大別されています。

社会福祉法人制度改革の説明の冒頭は、「総福研faxnews200210」でもお伝えしたことですが、評議員定数の経過措置適用法人に対する指導・支援の要請です(本会議は自治体担当者に向けた内容となっています)。次いで社会福祉充実残額の適切かつ速やかな試算と、「地域における公益的な取組」の実施推進と現況報告書への記載が求められています。また会計専門家による支援等について、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して行うこととされていますが、現況報告書に誤って記載されることが多いとのこと。ちなみに令和元年12月1日現在で、会計監査人を設置している法人は、特定社会福祉法人が387法人、任意設置法人が113法人の合計500法人だとのことです(都道府県別の設置状況について参考資料の図表2参照)。

◆昨年は台風等の風水害が多発、また現在も新型コロナウイルス感染症が広まるなど、今後も多種の災害が想定されます。厚労省も調査研究事業により社会福祉施設等の事業継続計画(BCP)の作成様式の提供を予定しているそうです。(事務局)

会議資料は以下からダウンロードできます。

◎令和元年度 社会・援護局関係主管課長会議資料 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09807.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09807.html)

### 障害福祉の不正受給26億円

～共同通信社が全国の自治体を調査～

◆障害者の生活や就労を支援する障害福祉サービスを巡り、運営事業者による国の給付費の不正受給が平成26(2014)～30(2018)年度の5年間で少なくとも26億3千万円に上ることが、共同通信社の全国自治体調査で分かりました。事業者の指定取り消しなどの処分は計630件で、金額件数ともにいずれも急増しています。

障害福祉サービスの利用者は120万人余りですが、全国的な状況が明らかになるのは初めてです。不正受給はサービスの提供実績や職員数を偽るといった手口が多く、2014年度には約1億5,800万円でしたが、2018年度には5.7倍の約8億9,500億円と急増し、ペナルティー分を含めた返還要求額は5年間で約30億8,500億円に上り、未返還や回収不能が少なくとも約11億1,400万円ありました。

不正受給額を自治体別に見ると、愛知県が3億8,600万円が最多、次いで広島市が約2億600万円、北九州市が約1億7,100万円と続きます。処分理由は不正請求が多いですが、虚偽指定申告や人員基準違反、虐待なども有りました。処分対象の約7割は株式会社などの営利法人です。サービス種別では、居宅介護事業(ホームヘルプ)や障害児向けデイサービス、就労支援系が目立ちます。

不正が相次ぐ理由を複数回答で尋ねたところ、「事業者のモラルの低下」が約半数と最多で「法人種別を問わず営利優先の事業者が増えたため」が31%、「株式会社など営利法人の参入増」が29%でした。有効だと思う不正防止策(複数回答)については「各自治体の指導監査態勢の強化」が72%で最多、「参入規制を厳しくする」「不正へのペナルティ強化」などの回答も多くなりました。(岩手日報)

◆昨晚、下記課長会議資料が公表されました。内容については次号でお知らせ致します。

◎障害保健福祉関係主管課長会議資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaiyahukushi/kaigi\\_shiryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/kaigi_shiryou/index.html)

◎全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09888.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09888.html)

◆FAX NEWS (PowerPointにて制作) は下記URL総福研ホームページからダウンロードしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆

〒170-0004

東京都豊島区北大塚1丁目13-12 全経会館ビル2階

E-Mail [info@sofukuken.gr.jp](mailto:info@sofukuken.gr.jp)

URL <http://www.sofukuken.gr.jp/>

お知らせ



一般財団法人  
総合福祉研究会

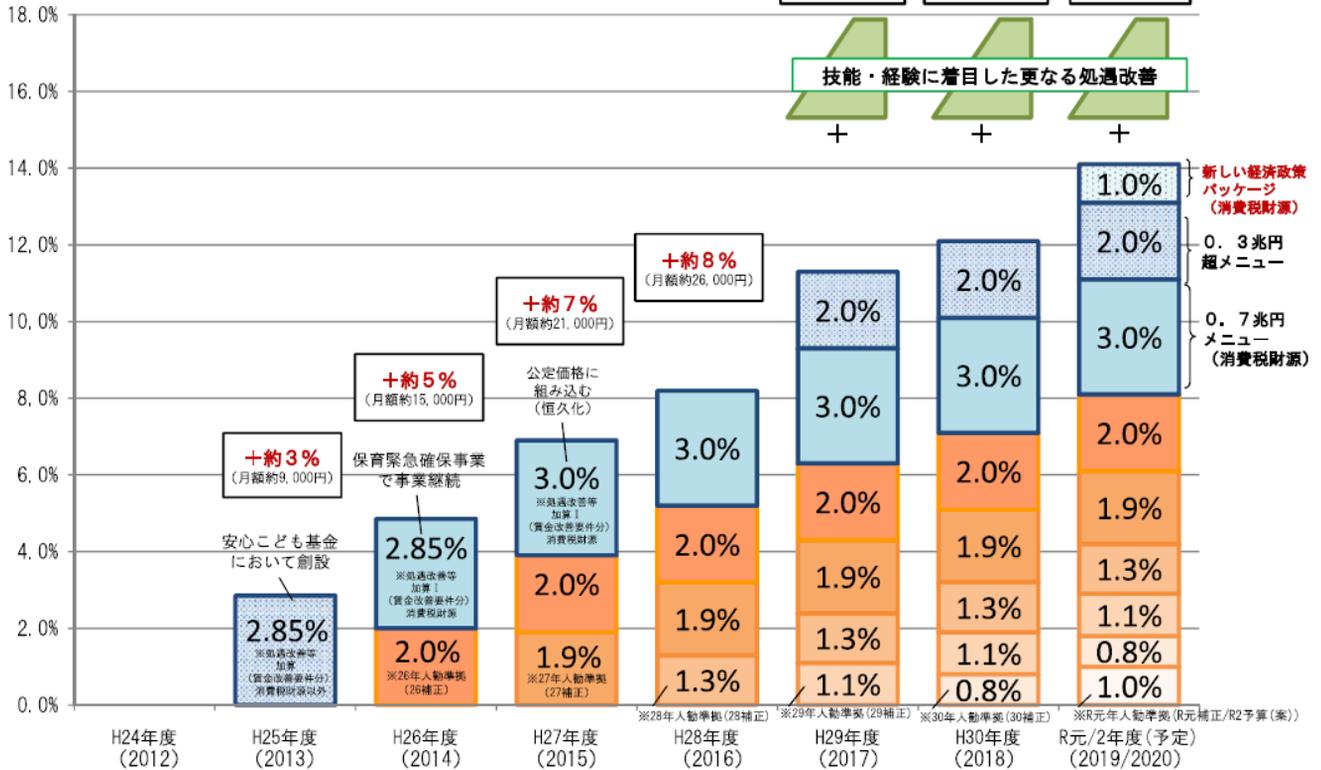
本部事務局

TEL: 03-5961-6061

FAX: 03-3915-2661

◆図表1 保育士等の処遇改善の推移

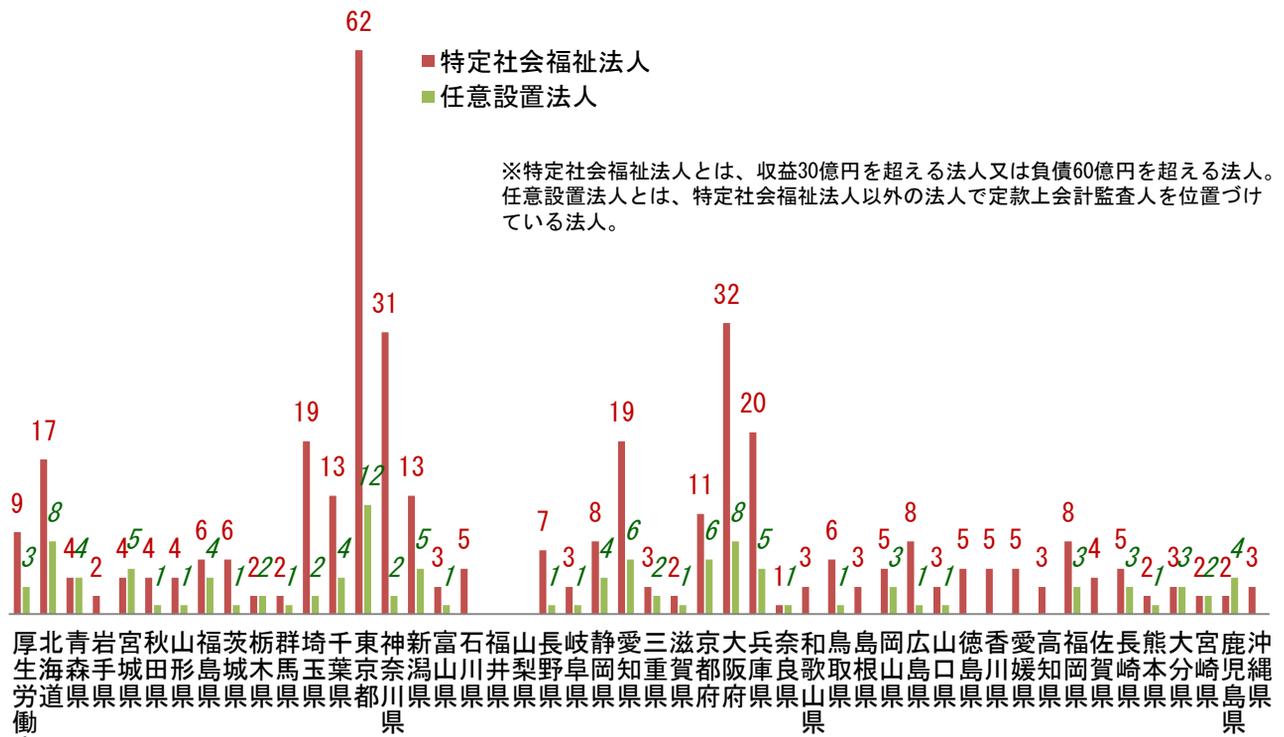
(改善率)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施  
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額  
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

資料: 2020.03.03令和元年度「全国児童福祉主管課長会議説明資料3\_03保育課・少子化総合対策室3」から

◆図表2 令和元年度(12月1日時点)会計監査人設置状況調査



出典: 厚生労働省福祉基盤課調べ

資料: 2020.03.04「社会・援護局関係主管課長会議資料05福祉基盤課(全体)」から